

富里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）による国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

マイナンバーカードの健康保険証等利用（マイナ保険証）への移行により、令和 6 年 1 2 月 1 日をもって現行の被保険者証の新規発行が終了します。

そのため、被保険者証の返還に応じない者に対する 1 0 万円以下の過料の規定を削除します。

3 施行期日

令和 6 年 1 2 月 2 日